

多摩川の洪水史

誌名	水利科学
ISSN	00394858
著者名	菊池,山哉
発行元	水利科学研究所
巻/号	8巻4号
掲載ページ	p. 12-19
発行年月	1964年10月

農林水産省 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
Tsukuba Business-Academia Cooperation Support Center, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council
Secretariat



多摩川の洪水史

菊池 山哉

1. はしがき

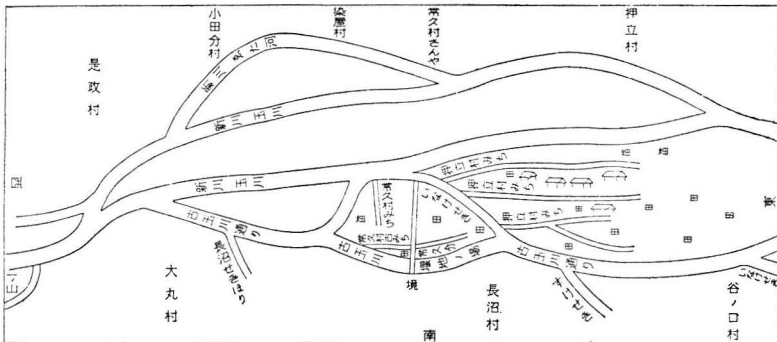
近畿方面で飛鳥川あたりが、すでに7世紀頃淵瀬定めず流れていたようなので、急流である多摩川も、さぞ古代から淵瀬定めず流れているかと推想されますが、案外中世末まで淵瀬を変えるような洪水は、多摩川には無かったようです。以下少しく研究してみましょう。

2. 万治3年玉川境界論争

都下府中市の押立町に、古玉川が洪水のために移動し、新玉川ができましたので、右岸の南多摩郡長沼村と大丸村（今稲城町）から、左岸の押立村や常久村（府中市）を相手取り、村の境界は玉川筋であるべきで、川筋が新玉川へ移ったのであるから、境界も新玉川によるべきであると、訴訟が提起されました(第1図参照)。次はその判決申渡状です。

武州府中領押立村常久村と長沼村大丸村境界論争之事 双方令糺明之申付之覚
一、長沼大丸百姓新玉川境之由申出候得共 川を打越南方に押立常久の田畑並民家
五軒有之上は 長沼大丸申分不明候事
一、押立常久百姓古玉川境之由申出候得共 是又槌成証拠無之事

第1図 押立村常久村と長沼村大丸村境界争論付図（万治3年）



一、絵図之面 非者新玉辺稲毛関と書付有之所より 南は古玉川迄墨筋曳之 双方
之境相立候畢 東は可為押立常久之分 西は可為長沼大丸之分事
右之旨堅可相守 為後鑑境目印判押之双方へ遣置者也
万治三年庚子十一月十四日

酒 藏 人 (印)
(以下評定衆七人連署)

さてこの申状だけでは、いつ玉川の流路が新玉川へ移ったか判然いたしません、
押立と常久の両村が惨害を受けたのであり、すでに稲毛堰が新玉川から引き入れられ
ており、旁々玉川の洪水は万治3年より数十年以前のこらしく推察されます。

ところが流された常久村の名主吉野岩吉氏方に、天正18年(1590)と文禄3年(15
94)の検地帳が、幸い今日まで保存されておりました。その表紙は、次のとおりであ
る。

天正十八年庚寅九月十五日
武州多東郡經久御繩打之水帳
甲州衆 河西孫右ヱ門 打口

文禄三年甲午九月三日
武蔵国多東郡常久之郷御繩打水帳
案内者 太郎兵衛
彦左ヱ門
高林弥一郎知行 助 内
二郎左ヱ門

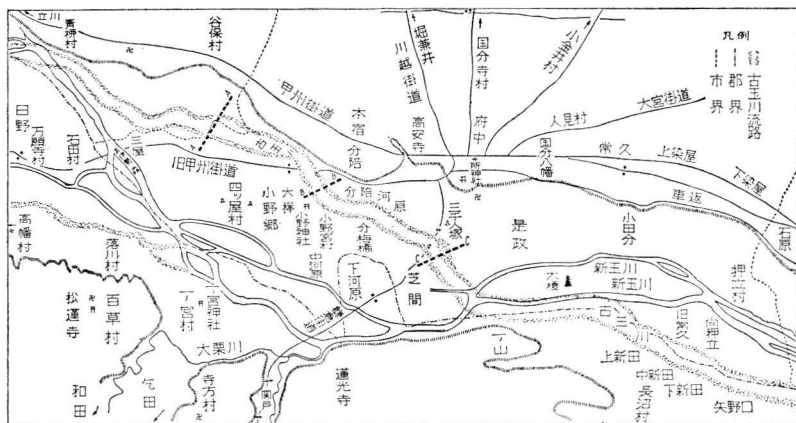
この検地帳は流れてしまった常久村のもの、現在の常久村は台地へ移動したので、
全く地所は別です。そこで古玉川が新玉川へ移動したのは、文禄3年以後であること
はたしかです。

ところで天正18年の検地帳に、字南河原面に川成6枚(1丁5反12歩)、永不作10枚
(5反大18歩)の書入れがあり、字東面に川成5枚(4反小25歩)、永不作2枚(1反4
歩)の書入れがありますので、天正18年以前にそろそろ洪水のあったことが推察され
ます。

3. 下河原村の新宿立

下河原村は現在府中市に編入されておりますが、第2図で南北多摩郡郡界を見ると
わかるとおり、昔は多西郡関戸郷の地域で、人工的に境界の突出してる部分です(第

第2図 分陪河原の位置図



2図参照。

天正13年(1585)小田原北条氏が、関戸の奉行預り有山源右エ門に出した次のような文書(武州文書)が伝えられております。

関戸郷中 河原之内正戒塚に 有山源右エ門新宿立候 近辺の荒原 可成田地之由申出候 七年荒野に出置者也 仍如件

乙酉三月二十四日

岡谷奉

有山源右エ門とのへ

この文書中にある正戒塚は、鎌倉街道中にあるもので、関戸は山の峡で、宿を取り立てる平野がないので、浅川と大栗川の落ち合う河原であり、荒野であった地を合わせ開拓しようとしたものらしいのです。

ところがここでも古玉川を流れていた川筋が(第2図参照、点線をもって示したものが古玉川です)上流で流路を変えて、浅川流域へ流れ込んだために、せっかく北条氏から墨付を貰って新宿を取立てるとともに、開拓者を募って荒野を開拓しようとした矢先きに、洪水で一大河原となってしまう、縄張りだけを維持して300年、遂に新玉川の流路は固定してしまったので、新宿取立てと開拓は一場の夢となってしまったのです。

こうしてこの地でも多摩川の暴威は、天正13年(1585)以降のことと考えられます。

4. 一の宮小野神社の流失

府中市小野の宮の小野神社は「延喜式」内の神社で武蔵国の一の宮ですが、その小

野の宮村の旧名主内藤家に享保以降先祖の物語を、天保頃にまとめた『往昔夜話』と題した1冊の古本があります。その『往昔夜話』の一節に、

中昔此辺を玉川横流せる頃、此大木に水さわり候故に、此木より東へ一町半斗の間、道一筋程を隔、南北の地味、土と砂利と相成り居候。

大木というのは小野神社境内にあったもので、周囲拾尋もあったという樺の巨樹であり、この大木のために下流は東へ1町半ほど砂利彼りがなかったという意味です。さらに、

其頃社居も、民家も押流され候所、河瀬南に移り、此地に立返り社を再建致候。

一ノ宮小野神社は民家とともに洪水で押し流されたもので、今多摩川南岸にある一の宮村は、流された村人の移動した村です。

また河瀬が南に移ったとは、青柳村で台地へ突き当たり、その反動で南を突破して浅川と合流したことをいうので、小野神社を流失せしめたのは古玉川で、下河原の新宿を流したものは新玉川です。

小野神社を再建したのは貞享3寅年（1686）のことです。

これだけでは一の宮を流失した年次はわかりませんが、府中の六所の宮の社殿を幕府の命をもって慶長11年大久保長安が改造した時の、東殿の神扉に客来三所ノ宮の朱書きがあり、寛永3年（1624）の「六所の宮縁起」に、

東神殿 勸請の大神を客来三所と云、一ノ宮下春ノ命鎮座也。

とありまして、流失した一ノ宮小野神は、客来の神として六所の宮に合祀されました。今でも六所の宮で行なわれる5月5日の国府祭に、一ノ宮村から空の神輿を担いで、まず小野神社の旧址の小野ノ宮に立寄り、それから府中の国府祭に参加し、神幣を神輿に納めてもらって帰ることになっております。

古玉川の暴威は、長安の社殿改造が慶長11年（1606）ですから、その以前には違いありません。すると文禄3年（1594）以降、慶長11年（1606）以前という12年間に限定されております。

5. 四ツ屋村

四ツ屋村は前記小野ノ宮村の西隣りの村ですが、この村も玉川の洪水で全村流れたものを、名主市川家1族4軒のものが、踏み止まって再拓したといっているので、四ツ屋村というのだそうです。その市川三左エ門家に伝わる文書に、

一、四ツ屋之村近年田畑屋敷共に流れ候付而 上之宮前柴間を其方新田に見立候而

申上候間 御公募之人足を以、せきを入 用水存分に入相渡候間 此上之儀は
 精を入 田畑をひらき 御百姓可仕候 為後日依如件
 寛永四年卯二月十四日

守屋左大夫 (印)
 府中領 上之宮内匠

守屋左大夫は代官で、上之宮内匠は市川家の先祖です。上の宮は鎮守であり、字名であったと伝えております。ここにある近年の年次ははっきりしませんが、元和、寛永には一村流れる程の洪水はありませんので、やはり慶長11年以前の洪水でしょう。

6. 作目村

作目(さくめ)村というのは立川市の上流で、田中村に属し、今昭島市となり、普通の図面には出ない部落です。

昔は多摩川右岸滝山丘陵下にあった村ですが、文禄、慶長の洪水で一村田畑ともに押流され、その時左岸の田中村近く集結した村です。『武蔵名勝図会』巻五、作目村の条に、

扱又此村は文禄慶長の年間に、玉川洪水に水替、南の方へ押し寄せて、村内民家田畑流せし、南の山際迄河原となり、平砂渺茫たる砂場となれり、其時より村居は玉川向の田中村へ割入となれり(略)、村内河原となりし所、東西7百間余、南北二百二十間許、玉川流れ村内の荒跡を流る

とあり、初めて文禄、慶長の大洪水と、はっきり年次の伝えが出て来ました。『武蔵風土記稿』にも大体同じような記事が載っております。

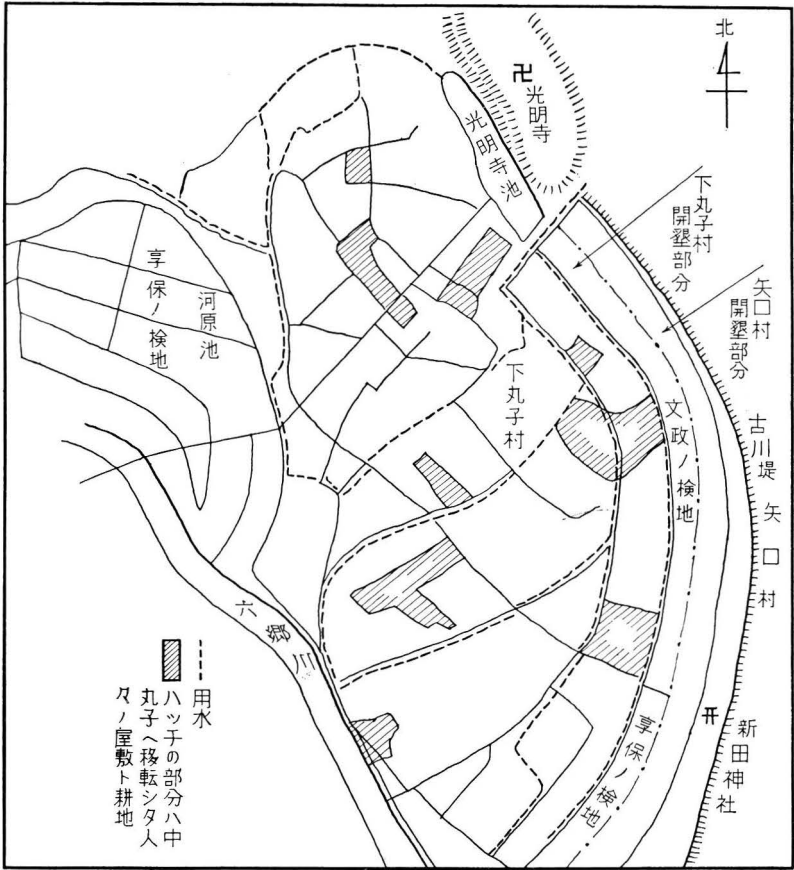
文禄5年11月改正されて慶長元年(1596)となりましたので、文禄、慶長の洪水とは、文禄5年8月の大洪水を指すもので、江戸の隅田川すなわちその頃の利根川にも大洪水があり、徳川家康は利根川が江戸へ流下する限り、城下の安寧発展は期すべくもないと、上州川俣と権現堂の2カ所で堰止め、流れを全部潮来方面へ変えた画期的な洪水です。

7. 下丸子村

しからば、下流の方はどうであったかといいますと、下丸子村は近世初頭まで橘樹部でした(第3、4図参照)。隣村の鶴ノ木村(今大田区)光明寺池から円形をなして古川堤沿いに、新田神社へ通ずる低湿地が、昔の古玉川流路で、ここが荏原郡と橘樹郡との境界線でした。下丸子村名主平川幾次郎氏家の檢地帳に、寛永21年(1644)のものは、

武州橘樹郡六郷之内下丸子村

第3図 寛保元年図により騰写した略図



とあり、元禄15年（1702）のものになって、

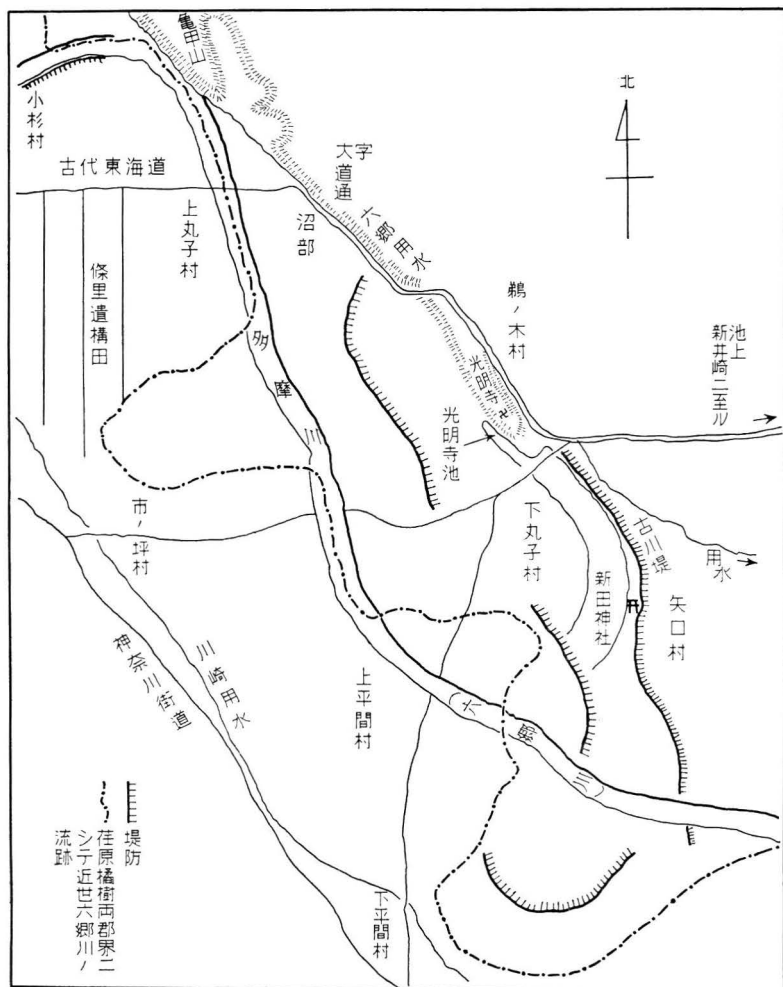
武蔵国荏原郡下丸子村

とあります。多摩川が南へ移ったと確定したからでしょう。

そして下丸子村の一部の人が、中丸子村を樹立したのは、多摩川の移動のために渡守として移ったのが初まりで、寛保2年（1749）で示してあるとおり移ったのは余程以前のことで、丸子村というのは多摩川渡船の渡守子とその権輿ですから、上丸子から下丸子へ移ったのは、東海道が移ったからであり、下丸子から中丸子へ移ったのは、多摩川の移動によるものです。

しかして、下丸子の渡しが矢口の渡しであり、『小田原記』に永祿12年（1568）甲州

第4図 下丸子付近略図



勢が池上寺を案内者として、矢口の渡しを舟で渡り、平間から稲毛16郷を追捕しておりますから、矢口の渡し、すなわち光明寺池のほとり古玉川は未だ動いてはおりません。

さらに『同国雑記』の道興准後も文明18年(1486)矢口の渡しを通過しており、さらに延文3年(1358)矢口の渡しで誘殺された新田義興の事件も古玉川であり、この地の玉川の移動もおそらく天正末年から文祿、慶長の洪水によるものではないかと思われれます。

8. 上丸子村

昔の多摩川は上丸子で亀甲山の丘陵に突き当たり、そのまま光明寺池へ連接していたものでしょう。それが天正年間には川成に少しく移動があったようです。上丸子村山王神社の所蔵文書に、

上丸子之内 近年川成に付而 世田ヶ領沼目之郷と問答候 依之去年巳丑九月
興津加賀 中田加賀 安藤代福田三人之検使を以 被見候所に 於上丸子者 無
紛由申上候間 急度作職申付令授之 御年貢可指上者也 仍如件

庚寅三月十六日

(虎印)

全阿弥 奉之

中村五郎兵衛殿

上丸子百姓中

とありまして庚寅すなわち天正18年(1580年)の去年ですから天正17年には川成に移動があったものでしょう。しかし争いになるほどの移動でもなかったものでしょう。

決定的な大移動は文禄、慶長としましても、天正末年多摩川はすでに荒れ始めたのもたしかなようです。

9. むすび

以上各項の跡を見ますと、古玉川が新玉川へ移動して確定的になったのは、文禄、慶長の大洪水によるもの、河原面の郡界線がその時の本流で、今の川筋は寛保2年および明治43年のものと思われる。

そして元禄、慶長の洪水流量は未曾有のもので、各所において古玉川の河川敷と、新玉川の河川敷とを比較して見ますと、その差3倍以上の大きさになっております。

洪水量の大小によって、上流1ヵ所で流路を変えると、台地へ突き当たる水勢と位置が次々と変わっておりますので、さては1村流失の惨事を次から次と起こしたらしく思われます。

この多摩川として未曾有の惨事を引き起こした洪水の記録があまり目に止まらないのは、徳川入国勿々であり、まだまだ文禄の役、関ヶ原の役、元和の役等戦国の余塵がさめやらず、民政は棚上げの状態であったためでしょうか。

とにかく府中市や調布市における『和名抄』記載の小野郷、布田郷、小島郷等河原面の人々は、いずれも元屋敷を跡にして、新甲州街道の台地に総移動したのは近世初期、慶安正保頃のことです。

(東京都文化財専門委員、府中市史編纂主任)

〔備考〕 以上の調査は東京都文化財総合調査に参加して得た資料に基づいて記したものです。沿岸いたるところに、伝説はありますが、記録を発見し得ませんでしたので略します。